

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人せとうち国際特許事務所 様 あて名 〒700-0975 日本国岡山県岡山市北区今4丁目9番1号 グロース第2ビル		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 28.08.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 PN2018031PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/021424	国際出願日 (日.月.年) 04.06.2018	優先日 (日.月.年) 05.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. 補充欄参照			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社クラレ			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。  この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。  さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 14.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 岩田 行剛	4 S 2931
		電話番号 03-3581-1101 内線 3474	

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

## 1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-11	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	6, 7	有
	請求項	1-5, 8-11	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-11	有
	請求項		無

## 2. 文献及び説明

文献1: WO 00/51907 A1 (株式会社クラレ) 2000.09.08, 請求の範囲、9頁6-15行、14頁24行-16頁8行、43頁12-15行、実施例12 & US 6398059 B1, Claims, Column5 Lines37-51, Column8 Line40 - Column9 Line23, Column25 Lines3-9 Example12 & EP 1108653 A1 & CN 1304373 A

文献2: JP 2001-341535 A (日本合成化学工業株式会社) 2001.12.11, [0023] (ファミリーなし)

文献3: JP 2005-187808 A (株式会社クラレ) 2005.07.14, 特許請求の範囲 & US 2005/0153087 A1, Claims & EP 1538176 A1 & KR 10-2005-0053511 A & CN 1636630 A

・請求項1-5, 9-11について  
(請求項1, 11)

文献1の実施例12には、密度0.952g/cm<sup>3</sup>の高密度ポリエチレン70重量部と無水マレイン酸変性ポリエチレン30重量部からなるブレンド物である熱可塑性樹脂(B)層/エチレン含有量32モル%、ケン化度99.5%のエチレン-ビニルアルコール共重合体(A)層/熱可塑性樹脂(B)層からなる多層射出成形品が記載されている。

当該多層射出成形品と、本願請求項1, 11の規定とを対比すると、  
(1)エチレン-ビニルアルコール共重合体が、融点が250℃以下の高級脂肪酸のアルカリ金属塩(B)を金属原子換算で50~1500ppm含有することが特定されているか、  
(2)外層(熱可塑性樹脂(B)層)全体に対する無水マレイン酸変性率が0.005~0.1wt%であることが特定されているか、  
で一応相違する。

しかしながら、上記(1)に関し、文献1には、エチレン-ビニルアルコール共重合体に対し、アルカリ金属塩を金属原子換算で5~5000ppm含有されることが好ましいことが記載され、また、アルカリ金属塩の具体例として、ステアリン酸ナトリウムやステアリン酸カリウムが例示されている。そうであるならば、これらを選択して効果を確認する程度のごとは、当業者であれば容易になし得ることとしかなく、しかも、本願明細書を参照しても、当該技術事項を採用することにより、予期し得ない効果が奏されるとも認められない。

(補充欄へ)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 欄の続き

B32B27/28(2006.01)i, B29C45/00(2006.01)i, B29C45/16(2006.01)i,  
B32B27/08(2006.01)i, B32B27/32(2006.01)i, B65D65/40(2006.01)i,  
C08G61/08(2006.01)i, C08K5/098(2006.01)i, C08L23/06(2006.01)i,  
C08L29/04(2006.01)i

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

次に、上記(2)に関し、文献1の実施例で用いられている無水マレイン酸変性ポリエチレンの無水マレイン酸変性率は不明であるが、文献1には、0.001~1モル%であることが好ましいとされているから、この範囲で変性された無水マレイン酸変性ポリエチレンを用いることは、当業者にとって容易であると認められるところ、仮に、実施例12と同様に30重量部で、無水マレイン酸変性率が0.001~1モル%の無水マレイン酸変性ポリエチレンを用いた場合、熱可塑性樹脂(b)全体の無水マレイン酸変性率は、0.005~0.1wt%とかなりの範囲で重複するものと認められる(すなわち、意図せずに実施しても高確率で上記(2)を満たす蓋然性が高い)。そして、本願明細書を参照しても、上記範囲の上限値、下限値に臨界的意義は認められない。

そうであるならば、本願請求項1, 11は、文献1より当業者が容易に発明をすることができたものである。

(請求項2-5, 9, 10)

請求項2に関し、文献1の実施例12では、MFR比0.19である。

請求項3に関し、当該実施例12で用いられている無水マレイン酸変性ポリエチレンのMFRが不明であるが、MFR0.3g/10分の高密度ポリエチレンとのMFR比が0.5~100となるためには、そのMFRは0.15~100g/10分であれば良いところ、この範囲はごく一般的であるから、文献1に記載の発明も請求項3の規定を満足している蓋然性が高い。

請求項4に関し、当該実施例では、質量比は0.3であるが、文献1の請求項21によれば、無水マレイン酸変性ポリエチレン1~99重量%と高密度ポリエチレン1~99重量%の範囲で良いことが理解されるから、質量比0.025~0.2を含む広範囲で許容されていることになる。そして、本願明細書を参照しても、任意の範囲から特に0.025~0.2を選択することにより、予期し得ない効果が奏されるとも解されない。そうであるならば、請求項4は、文献1における好適化の範疇であると認められる。

請求項5に関し、上述のとおり、文献1には、ステアリン酸ナトリウム、ステアリン酸カリウムを選択し得ることが記載されている。

請求項9, 10に関し、文献1には、燃料容器用キャップへの応用が記載されているから、容器やキャップへの適用は、文献1に記載ないし示唆されている範囲である。

したがって、本願請求項2-5, 9, 10も、文献1に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

## ・請求項8

文献2に記載されているように、燃料容器の中間層に用いるエチレン-ビニルアルコール共重合体に乾燥剤(吸湿剤)を配合することは、公知の知見でしかない。

したがって、本願請求項8は、文献1, 2から、当業者が容易に発明をすることができたものである。

(次の補充欄へ)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

## ・請求項 6, 7

例えば、文献 3 には、エチレン-ビニルアルコール共重合体に対して、炭素-炭素二重結合を有する熱可塑性樹脂と繊維金属塩を配合してガスバリア性と酸素吸収性を付与することが記載されており、本願請求項 6, 7 の規定自体は、新規なものでない。しかしながら、文献 3 に記載の技術は、包装体への適用が想定しており、燃料容器関連である文献 1 に記載の発明へ適用する動機が存しない。

そして、燃料容器の技術分野において、請求項 6, 7 の規定が公知の知見であることを証明する文献は見当たらない。

したがって、本願請求項 6, 7 は、新規性、進歩性が認められる。